

製品	090.相続・贈与税顧問	バージョン	H26.20
件名	平成26年贈与税対応版(Ver.H26.20)のご案内	発売予定	2015/01下旬

発売済み

## プログラム提供開始日（予定）

ダウンロード公開日 マイページご利用の場合	2015年1月22日(木) 9:00公開
CD-ROM発送開始日	2015年1月29日(木)
バージョンアップ対象	Ver.H26.10

平成26年分贈与税の申告と納税は、平成27年2月2日(月)から平成27年3月16日(月)までです。  
「ダウンロード提供」を設定されている保守契約のユーザー様は「マイページ」よりダウンロードいただけます。  
Ver.H26.2用のプロダクトIDが必要です。

## 電子申告対応版について

電子申告システムVer.H26.20と同時に、贈与税の電子申告更新用(e1)のダウンロード提供を行います。  
相続・贈与税顧問をVer.H26.20にバージョンアップしてから、更新用プログラム(e1)を更新してください。

相続・贈与税顧問 更新用(Ver.e1) 公開日	2015年1月30日(金)
--------------------------	---------------

相続・贈与税顧問Ver.H26.20に対して、贈与税電子申告対応版Ver.e1をセットアップすると、  
贈与税申告書第1表の入力画面に「電子申告」ボタンが追加されます。

## 改正の主な内容

### 贈与税

#### 帳票の変更(改正対応)

システムで対応している贈与税関係の帳票について、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

#### 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例

##### 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例

認定医療法人の持分を有する人(贈与者)がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人(受贈者)に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。)

この医療法人持分納税猶予税額は、次に掲げる場合に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次の 又は に掲げる場合に該当することとなったとき(一定の場合を除きます。 )には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する贈与税は、届出書を提出することにより、免除されます。

認定医療法人の持分の全てを放棄した場合

医療法人持分納税猶予税額(全額)

認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、

その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき

医療法人持分納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額の金額を控除した残額

#### 営業継続に係る贈与税の納税猶予等の創設

認定医療法人の持分を有する人(贈与者)がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人(受贈者)に贈与税が課される場合において、その受贈者がその放棄の時からその放棄による経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときには、その受贈者の贈与税額から放棄相当贈与税額を控除します(贈与税額から控除する放棄相当贈与税額を「医療法人持分税額控除額」といいます。 )。

「医療法人持分税額控除額」とは、贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を受贈者に係る贈与税の課税価格とみなして計算した金額のうち、その受贈者による認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額をいいます。

認定医療法人の持分の全てを放棄した場合

医療法人持分納税猶予税額に相当する金額

認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、

その残余の部分とその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき

医療法人持分納税猶予税額に相当する金額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

#### 適用時期

平成26年10月1日以後に認定医療法人の持分の放棄により受ける経済的利益に係る贈与税について適用

当システムは新規に追加された次の2表には対応していません。

・医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(贈与税)(平成26年10月1日以降用)

・医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(贈与税)(別表)(平成26年10月1日以降用)

## システムの主な変更点

### 贈与税様式変更

帳票名		
第1表	第1表の2	第1表の3
第2表	第3表	第3表(別表の付表)
農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書	株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)	株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)

### [参考]住宅取得等資金の贈与の受贈者ごとの非課税限度額

受贈者ごとの非課税限度額(第1表の2)

贈与年	平成24年分	平成25年分	平成26年分
住宅の種類			
省エネ等住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

東日本大震災の被災者 受贈者ごとの非課税限度額(第1表の3)

贈与年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
住宅の種類			
省エネ等住宅		1,500万円	
上記以外の住宅		1,000万円	

### 相続税 平成27年以降に適用される基礎控除額、税率等の対応

相続開始日付が平成27年1月1日以降の場合は、平成27年以降用の基礎控除額や税率等を適用した相続税の計算を行います。

(参考)タビスランド 平成27年からの相続税のポイント

<http://www.tabisland.ne.jp/webseminar/souzoku/index.htm>

相続・贈与税顧問(Ver.H26.20)は、平成27年1月1日以降の相続税の申告にはお使いいただけません。平成27年以降用の相続税申告書様式が明らかになりましたら、相続・贈与税顧問(Ver.H27.10)をリリースする予定です。

#### 第1表

平成26年分以降用の「遺産に係る基礎控除額」は、100万の位に0がプレプリントされていますが、100万の値を印刷するように対応します。

(「税務署用紙への印刷」は1,000万円以上の値を印刷します。100万の値は0がプレプリントされているため印刷されません)

#### 第2表

基礎控除額、相続税の速算表を「平成27年以降」の内容に切り替えて、税額を計算します。

平成26年: 5,000万円 + (1,000万円 × 人数)、平成27年以降: 3,000万円 + (600万円 × 人数)

帳票の「遺産に係る基礎控除額」の「5,000万円(1,000万円 × 人)」の印刷は変更されません。

帳票の「相続税の速算表」は、「平成21年4月以降用」のまま変更されません。平成27年以降用の速算表は印刷されません。

#### 第6表

控除額を「平成27年以降」の内容に切り替えて計算します。

#### 第11・11の2表の付表2

小規模宅地等の特例は、従来から適用対象面積拡大後の計算ができるように対応しています。

・特定居住用宅地等の適用対象面積を240㎡から330㎡までの部分に拡大。

・特定居住用宅地と特定事業用宅地とがある場合の併用では、居住用330㎡ + 事業用400㎡の730㎡に拡大。

・貸付事業用宅地等がある場合の適用対象面積の計算について調整の計算式  
[事業用宅地等] × 200/400 + [居住用宅地等] × 200/330 + [貸付用宅地等] 200㎡

限度面積要件のチェックは、次の算式で計算しているため、400㎡のまま変更できません。  
[事業用宅地等] + [居住用宅地等] × 5/3 + [貸付用宅地等] × 2 400㎡

#### 財産評価顧問 平成26年 (Ver.H26.1) 相続税簡易計算の変更

財産評価顧問 (Ver.H26.1) を使用している場合は、相続・贈与税顧問 (Ver.H26.20) をセットアップすると、財産評価顧問の相続税簡易計算で被相続人情報登録の相続開始日付が平成27年1月1日以降のときは平成27年以降用の基礎控除額や税率を使用して相続税の総額を計算します。

## よくある問い合わせ Q & A

Q & A

<http://www.tabisland.ne.jp/qa/QAbiz2.NSF/FM217>

WindowsXPでの  
動作保証

Ver.H26.20は、Windows XPでの使用は動作保証外となります。  
WindowsXPでのサポート期限は2014年10月8日で終了となりました。

データ連動

財産評価顧問 (Ver.H26.1) からデータ連動が可能です。

先行入力について

「相続・贈与税顧問Ver.H26.1」の「贈与税 平成25年」で、案件データを作成して平成26年分贈与税データを先行入力することができます。  
Ver.H26.20にバージョンアップ後は、住宅取得等資金の非課税枠などを見直してください。

相続税R4へコンバートする場合、相続・贈与税顧問の贈与税案件は、平成26年分の贈与税案件を含め、すべて「過去申告参照用」としてコンバートされます。  
相続税R4 H26 (Ver.14.2) のリリース前に、平成26年分の贈与税の申告データを先行入力する場合は、相続税R4 H26 (Ver.14.1) で行ってください。